

交替制による週休2日工事の試行についてのQ&A

Q		A	受注者希望型
② 実施 方法	① 対 象 工 事 の 1	現場閉所困難な工事とは、どのようなものを想定しているか。	例1:道路及び河川維持管理業務 例2:現場閉所を行うことが困難な工事 (交通規制や出水期等に係る工事) 例3:災害復旧工事等
	2	当該現場に従事する技術者等が休日を取得した場合は、必ず交代要員を充てなければならないのか。	交替制工事は、現場閉所による週休2日ではなく、技術者等の休日日数で週休2日に取り組む新たな試行です。現場閉所することなく工事を行っていたとしても、技術者等の休日が確保されていれば、必ずしも交代要員を充てる必要はありません。
	3	「施工体制台帳上の元請け・下請けの技術者・技能労働者」を休日確保の確認対象者としているが、建設業法で記載を不要としている建設工事の請負契約に該当しない下請負人については、確認対象者となりえるか。	施工体制台帳に記載された全ての労働者が休日確保の確認対象者となります。従って、建設業法で施工体制台帳に記載する必要のない下請負人で施工体制台帳に記載されていない場合は、確認対象者にはなりません。
	4	1日でも当該工事に従事した場合は、休日確保の確認対象者となるのか。	当該工事の施工体制台帳に記載された労働者が従事した場合は、休日確保の確認対象者となりますが、非常勤(臨時)及び従事期間が1週間未満で従事する場合は、対象外となります。
	5	維持工事等の緊急対応が想定される工事では、下請けの施工体制台帳上の工期を1年間としている場合がある。この場合、1年間の工期のうち、作業日数が数日となる労働者等についても休日率算出の分母は施工体制台帳上の工期である1年間とするのか。	休日率算出の工期を施工体制台帳上の工期とすることが適切でないと考えられる場合は、受発注者間で適切な期間を協議して設定下さい。
	6	「対象工事に従事する期間が著しく短い者を除く。」としているが、判断基準(具体的日数等)は何か。	常勤ではなく、日数や時間数を限って一時的に勤務し当該工事に従事する者を想定しています(合計の勤務日数が7日未満)。
	7	現場代理人は工事現場に常駐することと契約書で定められているため、現場代理人は休日取得はできないのか。	契約書第10条第3項にて、「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」としていますので、必ずしも常駐しなければいけないというものではありません。現場代理人が休日を取得する場合は、当該条項に合致する現場条件であることを受発注者で確認することとなります。
	8	監理技術者は専任の者でなければならないのか。	専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を要するものではありません。監理技術者が休暇取得等のために短期間現場を離れることについては、適切な施工ができる体制が確保されていると認められる場合には、差し支えありません。
	9	平均休日日数の割合(休日率)の算出は、休日確保の確認対象者全体で休日率を算出しているが、補正対象は全ての労働者等が対象となるのか。また、職種の定義・作業内容に技術及び技能の記載がない職種も休日確保の確認対象及び補正対象となるか。	貴見のとおりです。ただし、補正対象は公共工事設計労務単価(51種)および電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工であり、それ以外の労務単価は補正対象となりません。

交替制による週休2日工事の試行についてのQ&A

Q		A	受注者希望型
② 実 施 方 法	10	公共工事設計労務単価(51種)以外の技術者等を施工体制台帳へ記載することを発注者が指示した場合、確認対象となるのか。また、補正対象となるのか。(例:測量業者など)	必要資料の提供の有無にかかわらず、測量業者等については確認対象となりません。確認対象は、施工体制台帳上の元請・下請の技術者・技能労働者としておりますが、測量業者等は公共工事設計労務単価(51種)および電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工に該当しないため、確認対象として扱わないこととなります。
	11	休日取得の確認方法については、既存資料の提示を求め確認するとしているが、具体的にはどのようなものか。最低限確認することとなっている全対象者の休日日数の割合が分かる一覧表以外にも必要なものか。	一覧表のみと考えています。その根拠としてKY 実施記録等を想定していますが、資料作成の負担とならない方法で監督職員に確認して下さい。
	12	施工計画書への記載方法は、具体的にどのように行うのか。	休日取得状況に加え、「出勤簿」、「KY活動参加者名簿」等の既存資料による確認を基本としています。また、受発注者協議のうえ、CCUS(建設キャリアアップシステム)を用いた確認も可能です。